

確定申告の準備を始めましょう！②

～さまざまな所得～

確定申告では、給与や事業(農業や営業)など一年間の収入について申告することになりますが、次のような所得については忘れがちになります。

もし次のような収入があった場合には忘れずに申告しましょう。

一時所得

一時所得とは、営利を目的とした農業、給与、営業、株取引など以外で得た一時的な所得のことで、次のような所得が該当します。

- ・生命保険契約などに基づく一時金
 - ・競馬・競輪などで得た払戻金
 - ・公共事業で土地などを売った際に生じた、庭木や建物などをほかの場所に移したときの「**移転補償金**」
- 確定申告書に記載する計算方法は次のとおりです。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一時金の} \\ \text{収入額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{収入を得る} \\ \text{ための経費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times 1/2 = \begin{array}{c} \text{一時所得額} \end{array}$$

雑所得

雑所得とは、営利を目的とした農業、給与、営業、株取引などや一時所得以外の収入のことで、次のような所得が該当します。

- ・公的年金、個人年金など
 - ・自身の生業としている仕事以外の原稿料・講演料
 - ・町や税務署からの還付金の「**還付加算金**」
- 雑所得の計算方法は次のとおりです。

$$\text{雑収入額} - \text{必要経費} = \text{雑所得額}$$

※公的年金の必要経費は積み立てた額ではなく、収入額や年齢によって計算されます。

※税金などが還付された際の還付加算金は雑所得として申告の必要がありますので、忘れずに申告しましょう。

譲渡所得

譲渡所得とは、不動産や株など自分の財産を売った際に得た収入に対する所得のことで、ここでは不動産の譲渡所得について説明します。

譲渡所得の計算方法は次のとおりです。

$$\text{譲渡価格} - \text{購入時の取得額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額} = \text{譲渡所得額}$$

なお不動産の譲渡所得は給与や事業とは別の課税(分離課税)となり、次の税率が適用されます。

- ◆ 5年以上保有の不動産・・・所得税15.315%、町県民税5%
 - ◆ 5年未満保有の不動産・・・所得税30.63%、町県民税9%
- ※所得税には復興特別所得税を含みます。

※譲渡所得の特別控除には、公共事業などで不動産を売った場合(収用)の5,000万円控除、マイホーム売却の際の3,000万円控除、平成21年、22年に取得した不動産売却の際の1,000万円控除などがあります。詳しくはお問い合わせください。

※収用での特別控除を適用するためには①「収用等証明書」、②「公共事業用資産の買取り等申出書」、③「公共事業用資産の買取り等の証明書」が必要になります。

※町や県などに土地・建物を売った際、取り壊しをせず移転したものについては譲渡所得ではなく、一時所得の対象となりますのでご注意ください。

※詳細については、税務課までお問い合わせください。

☎ 税務課 ☎ 72-6932